**令和７年４月１日付採用**

**世田谷区介護保険認定審査専門員（会計年度任用職員）募集要項**

１　勤務内容

1. 介護保険の要介護（要支援）認定審査に関する事務処理

　 　（パソコンを使用した入力・書類作成作業が含まれます。）

1. 介護認定審査会での進行補助及び議事録作成
2. その他介護保険事務に関し所属長が指示する事項

２　応募資格

　　・介護保険認定審査専門員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者であって、介護保険法に規定する介護支援専門員又は、社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士の資格を有する者で、健康かつ職務に意欲のあるもの

　　　※地方公務員法第１６条等で選考を受けることができないとされている方は応募でき

ません。

３　勤務条件

（１）任用期間　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日

※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。

（２）勤務日数　　月１４日(原則として、土曜日・日曜日・祝日が休み)

（３）勤務時間　　１日７時間

９時から１７時（休憩時間は、原則１２時から１３時）

※原則、超過勤務はありませんが、超過勤務をお願いする場合があります。

（４) 勤務場所　①及び②

①高齢福祉部介護保険課介護認定審査事務係

所在地：世田谷区世田谷4-21-27　　最寄駅：東急世田谷線松陰神社前駅・世田谷駅

②「１職務内容」の（２）は、上記①又は下記ア～イに移動（交通費支給あり）

ア　砧総合支所保健福祉センター保健福祉課

所在地：世田谷区成城6-2-1 　最寄駅：小田急線成城学園前駅

イ　烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課

所在地：世田谷区南烏山6-22-14 　最寄駅：京王線千歳烏山駅

（５）報　　　酬　 １８４,９０８円　(予定：地域手当相当分を含む)

※一定の条件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給

※交通費は別途支給

（６）社会保険等　　健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用あり

（７）公務災害補償等　 公務災害補償等の適用となります。

（８）休　　 暇　　年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

（９）身　　 分　　地方公務員法第２２条の２第１項第１号に基づく一般職の非常勤職員

（会計年度任用職員）

（１０）そ の 他 ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。

②勤務場所は、禁煙です。

４　募集人数 １名

５　選考方法

（１）第１次選考　書類選考

（２）第２次選考　面　　接

　　①面接日時　　令和７年１月２７日（月）・２８日（火）のいずれか1日

②面接場所　　分庁舎ノバビル2階（世田谷区世田谷４－２１－２７）

６　選考結果

第１次選考結果は、合否に関わらず全員に結果通知を郵送します。令和７年１月２３日（木）を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。第２次選考結果についても、合否に関わらず全員に結果通知を郵送します。（令和７年２月４日発送予定）

７　申込方法

（１）提出書類

①『世田谷区介護保険認定審査専門員採用選考申込書兼履歴書』

②『世田谷区における勤務経歴等確認票』

③『応募資格を証明する書類』を下記の期間に提出してください。

※応募資格を証明する書類は、以下の書類のうちいずれか１点とします。

・介護支援専門員証(写し)

・介護支援専門員登録通知書(写し)

・介護支援専門員登録証明書(写し)

・社会福祉士登録証(写し)

・社会福祉士資格者証(写し)

（２）提出先

〒１５４－８５０４　世田谷区世田谷４－２１－２７

高齢福祉部介護保険課介護認定審査事務係（分庁舎ノバビル２階）

（３）期間

|  |  |
| --- | --- |
| 郵送申込 | 令和７年１月１日（水）～令和７年１月１５日（水）【 必 着 】 |
| 持参申込 | 上記郵送申込期間の８時３０分～１７時（年始1/1～1/5・土日・祝日を除く） |

* ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。
* 『世田谷区介護保険認定調査員採用選考申込書兼履歴書』やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、世田谷区介護保険認定調査員採用選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。

【地方公務員法第１６条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

８　問い合わせ先

高齢福祉部　介護保険課　介護認定審査事務係

電　話　０３－５４３２－２９１２